



平成 22 年 8 月 16 日

各 位

会 社 名	楽 天 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 会 長 兼 社 長 三 木 谷 浩 史 (JASDAQ コード 4755)
問 合 せ 先	取 締 役 常 務 執 行 役 員 最 高 財 務 責 任 者 高 山 健 電 話 03-6387-0555

株式買取請求に関する抗告の許可について

当社が保有する株式会社東京放送ホールディングス株式37,770,700株の買取請求については、7月7日に東京高等裁判所が、東京地方裁判所の決定と同額の一株あたり1,294円を買取価格とする旨の決定を行っております。

当社は、これに対し、7月9日、許可抗告（※）にかかる許可の申立を東京高等裁判所に対して行っておりましたが、本日、東京高等裁判所により、当該抗告を許可するとの決定が行われましたので、お知らせいたします。これに伴い、本件株式買取請求の価格決定については、最高裁判所において審理されることとなります。

※ 許可抗告（民事訴訟法337条）とは、高等裁判所が、高等裁判所の決定に最高裁判所の判例と相反する判断がある場合その他法令の解釈に関する重要な事項を含むと認める場合に、最高裁判所への抗告を許可するものです。

本件抗告の許可に伴う当社業績への影響はありません。

当社及び当社グループ各社の事業には、事業環境の変化が激しいインターネット関連事業のほか、金融市場の動向等により業績が左右される証券業をはじめとする各種金融事業が含まれており、業績の予想を行うことが困難であります。したがって、当社は業績見通しを発表しておりません。

以 上